

災害復興住宅融資等に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込本人 (氏名)

実印

連帯債務者 (氏名)

実印

私 (連帯債務者を含みます。) は、災害復興住宅融資等 (補修等) の借入申込みを行った住宅について、次のとおり工事が完了したことを届け出るとともに、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。

なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
	マンション名・部屋番号 (一戸建て住宅の場合は記入不要)	

【工事請負業者記入欄】 本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名

(フリガナ)
(社名)

印

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。

<工事完了の報告>

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください (記入の際は記載方法をご参照ください)。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が不要な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	補修工事の 実施前・実施後 の写真 ※ 整地資金の融資のみをご利用の場合は、 整地工事実施前後の写真	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が必要な場合) ・ 借入申込みを行った住宅の 検査済証 を提出します。 ・ 上記の 検査済証 により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金または引方移転資金の融資を受ける場合 整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく 検査済証 (写)	<input type="checkbox"/>

<技術基準事項の適合確認表>

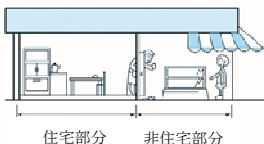
下表の1および2の内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください (記入の際は記載方法をご参照ください)。

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認 項目	確認内容	金融機関 使用欄
	適合	不適合 (※1)			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅 の床 面積	《併用住宅 (※2) の場合》 ・ 住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・ 住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 (注2) 整地資金の融資のみをご利用の場合であっても、整地工事完了後であれば補修工事が未完了であっても、補修工事実施後の住宅が上記内容に適合することを確認してください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合の項目が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます (下図参照)。

図 併用住宅の例



住宅部分 非住宅部分

(裏面)

工事実施前・工事実施後の写真

建築基準法に基づく建築確認が不要な場合

借入申込みを行った住宅について、被災部分の補修工事を実施したことが確認できるように、工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

(注1) 整地資金の融資のみをご利用の場合は、整地工事を実施したことが確認できるように、整地工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

(注2) 補修工事を実施した箇所が複数ある場合は、いずれか1箇所の工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

【工事実施前の写真】



【工事実施後の写真】



※ 工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地を確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。